

学校法人のガバナンスに関する有識者会議・審議まとめ「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」に対する見解

2021年4月19日

日本私立大学教職員組合連合中央執行委員会

1. 学校法人のガバナンス改革についての日本私大教連の基本的な考え方

「学校法人のガバナンスに関する有識者会議（以下、有識者会議と略称）」は、「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」と題する審議のまとめを3月19日に公表した。有識者会議の任務は、公益法人の一つである学校法人がその公益性、公共性を高め、揺るぎない社会的信頼を得ることができるよう、現状の検証と今後に向けた改革の基本方向を示すことである。周知のとおり、学校法人のガバナンスの在り方を検討する背景には、学校法人業務を所管する理事会（理事長）による不祥事が後を絶たず、学校法人の公益性、公共性を大きく損なうとともに、とりわけ私立大学に対する社会的信頼を深く傷つけるものともなっている現状がある。

日本私大教連は、これまで私立学校法の改正なくしては、理事会（理事長）による不祥事を防止できないという立場から、『日本私大教連の私立学校法改正案』（別添資料）を公表し、文部科学省および有識者会議に要請を行い、学校法人のガバナンス改革を強く求めてきた。改めて、学校法人の公益性・公共性を担保するとともに、私立大学の教育と研究の健全な発展を支えるガバナンス改革を実現するための基本的観点として3つの点を指摘したい。

- (1) 学校法人の在り方が問われるたびに「不祥事を生じさせているのはごく一部の理事会（理事長）であり、学校法人全般のガバナンスの在り方に問題はない」といった主張が出されるが、こうした「一部の理事会（理事長）」においては、学園の私物化と専断的な運営が顕著である。学園の私物化と専断的運営を可能ならしめているのが現行の私立学校法であり、不祥事を起こす理事会（理事長）が容易に出現しやすい構造となっている。
- (2) こうした問題状況を改善するための法制度や仕組みの強化に対して、私立学校の多様性、自主性、自律性の尊重を口実にして消極的な態度をとったり、反対を表明したりする関係団体も散見される。しかし、これらの「多様性」「自主性」「自律性」は、「学問の自由」と「大学の自治」を存立基盤とする大学現場において尊重されるべきものであり、学校法人による恣意的な経営手法に免罪符を与えるものではない。学校法人が担うべき公益性・公共性は、教育と研究の多様性、自主性、自律性を担保するためにある。
- (3) したがって、学校法人のガバナンス改革においては、学校法人の運営と財政の透明性に係る面ばかりでなく、学校法人と学校の健全な相互関係を築くために、理事会による

学校への不当な介入を防ぐという問題意識から、法制度・仕組みを整備することが求められている。

以下では、これらの基本的観点に照らし、有識者会議の「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」への意見を述べていく。

2. 「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」への意見

「1. 基本的な認識」について

全体として、学校法人の公共性を法的なレベルで担保し、公益法人としてのガバナンスを確保する、という方向での検討が行われた点は評価できる。とくに「利益相反・私物化といった不祥事の防止の実効性をより高め」「不祥事案の発生を防ぎ社会からの信頼を確保する」ための『守り』のガバナンスの在り方について、「基本的に全ての学校法人が共通して備え適用を受けるべきものとして、他の公益的な法人と同等の枠組みを整備していくことが求められる」としていることは、非常に重要である。

しかし、その一方で、「経営者の前向きな取組やグローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする」「中長期的な教育研究の質の向上を図る『攻め』のガバナンスの向上に向けては、.....学校法人の多様性を尊重しながら後押しする枠組みが求められる」としている点は、評価できない。理事会（理事長）の独善的な「取組」「経営判断」によって専断的な学校運営や学校の私物化が常態化し、その必然的結果として不祥事が発生しているケースも数多く認められるからである。したがって、学校法人の公益性、公共性を担保するうえで、経営者の「取組」や「経営判断」を無批判に後押しするような『攻め』のガバナンスが不祥事の温床ともなっていることを理解しておく必要がある。

このように考えると、有識者会議のいう『守り』のガバナンスの枠組みを法制度レベルで整備し、強化していくことこそが、学校法人の公益性、公共性を確保するガバナンス改革の本筋となる。以下、こうした観点から、「学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性」の主な事項について見解を述べる。

「2. 学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性」について

【評議員会・評議員の職務等】

- (1) 評議員会が役員（理事、監事）の選任・解任を行うとともに、法人運営に関する重要事項について議決を行う機関とすることを打ち出した点、及び評議員会の議決を要する事項に関連して評議員による評議員会の招集請求や議題・議案の提案権を認めるとした点は評価できる。
- (2) しかし、校長理事制度の扱いの箇所、2014年学校教育法改正関連の施行通知（2014年8月19日付高等教育局長通知）の「.....学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していく」の部分抜き出して注釈に記載している

点は、非常に問題がある。そもそも校長理事の「選解任の在り方」と校長の「選考方法」とはまったく次元が異なる事柄であるうえに、すでに国会審議において私立大学の学長選考の方法を定めた法律は存在しないことが確認されている（2020年4月10日 衆議院文部科学委員会）。

- (3) 評議員会の構成に関して、評議員に占める「学内関係者」の割合の上限を段階的に引き下げていくべきとしているが、学校法人役員と学校の教職員を一括りにして論じることとは問題である。学校現場との意思疎通を緊密にし、教育と研究の発展を支える学校法人運営を重視する観点から、評議員に占める教職員の割合を引き下げることに反対である。
- (4) 役員に対するけん制機能を強化する観点から、評議員による財産目録等の謄抄本の交付請求、役員解任の訴えや理事の違法行為の差止請求等の仕組みの導入を指摘している点は、重要である。
- (5) 役員の自己監視を避ける観点から、評議員と理事の兼任の禁止並びに各役員・各評議員の親族・特殊関係者の評議員への就任禁止を明記した点、及び理事・理事会による評議員の選任・解任を認めないとした点は、評価できる。
- (6) 評議員会の職務の重要性に鑑み、評議員会に議事録作成の義務を課すのは当然であるが、さらに学校法人としての高度な公益性・公共性を確保する観点から、評議員会の構成や運営のあり方全般についてのさらなる検討が必要である。

【理事会・役員の職務等】

- (1) 理事長の選定に係る客観性・透明性の確保は非常に重要であり、客観性・透明性を担保するための具体的方策をガバナンス・コードに盛り込むこと、また理事会の議事録作成を義務化し、評議員会に開示させることは最低限必要である。
- (2) 評議員会の同意を経て理事長が監事を選任する現行の仕組みを廃止し、評議員会が監事の選任・解任を行うべきとした点は高く評価できる。
- (3) 各理事の親族・特殊関係者の監事への就任禁止は、極めて当然である。
- (4) 監事の職務の重要性に鑑み、監事を理事会の招集通知の対象に加えると同時に、理事会の議事録確認の義務を課すことは重要である。

【監査・内部統制の体制整備】

- (1) 会計監査人による会計監査を「法人の規模等に応じて義務付ける方向で検討していく」としていることは、まったく評価できない。中小規模の学校法人における理事会による放漫な財務運営に端を発した不祥事も少なくない。こうした現状に鑑み、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の提言にあるように、学校法人に対する公的支援や税制上

の優遇措置が講じられている以上、文部科学省が所管するすべての学校法人に会計監査人による会計監査を義務付ける必要がある。

- (2) 加えて、2019年改正私立学校法は「情報の公開・公表」の促進を重要な柱としていたが、いくつかの学校法人では、事業報告書、収支計算書等に本来は記載されるべき情報が未記載のままになっている。しかし、こうした問題の有無を厳正にチェックし、修正したものを再公開・再公表させる仕組みがないため、ほぼ野放しの状態である。恣意的な情報処理を許容することは学校法人の公益性、公共性を大きく損なうものであり、早急に是正措置を講じるよう求める。

【上記以外の項目】

- (1) 「ガバナンスの自律性と透明性の確保」の検討に際しては、自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チームの「学校法人ガバナンス・コードの策定は、……私立学校法に定めるべきガバナンスの仕組みを学校法人ガバナンス・コードに定めることで代替することは厳に慎まなければならない」とする指摘を前提に検討を進めるべきである。
- (2) 「組織に関する訴えの整備」「罰則規定の整備」については、他の公益法人と同等の内容にすべきである。
- (3) 「用語の在り方」に関して、社会通用性の観点から、現行の「寄附行為」を「定款」に改めるべきである。
- (4) 「解散への所轄庁の関与の在り方」に関しては、見直し後の公益法人制度を踏まえ、他の公益法人と同等の措置を講じるべきである。

最後に、私立学校法は、私立学校を設置する学校法人の在り方を規定する法律であることから、名称を「私立学校法人法」に改めるべきである。

以上